

# 仕 様 書

件名 令和8年度 西成田コミュニティセンター施設警備業務

件名 令和8年度 西成田コミュニティセンター施設警備業務					課 名	生涯学習課	
No.	警 備 月	警 備 日	時間	単価	金 額	消費税込	消費税額
1	4月施設警備業務	毎週金・土・日・4/1・2	224時間				
2	5月施設警備業務	毎週金・土・日	240時間				
3	6月施設警備業務	毎週金・土・日	192時間				
4	7月施設警備業務	毎週金・土・日・7/21～23、28～30	304時間				
5	8月施設警備業務	毎週金・土・日・8/4～6・11～13・18～20	368時間				
6	9月施設警備業務	毎週金・土・日	192時間				
7	10月施設警備業務	毎週金・土・日・10/13～15	272時間				
8	11月施設警備業務	毎週金・土・日	208時間				
9	12月施設警備業務	毎週金・土・日・12/22～24(12/28～31除く)	240時間				
10	1月施設警備業務	毎週金・土・日・1/5～7(1/1～1/3除く)	240時間				
11	2月施設警備業務	毎週金・土・日	176時間				
12	3月施設警備業務	毎週金・土・日・3/23～25・30～31	272時間				
		計183日間					
計			2,928時間				
特 記 事 項	履 行 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで					
	履 行 場 所	富谷市西成田郷田一番94番地（西成田コミュニティセンター）					
	その他条件等	別紙のとおり					

# 特記仕様書

1. 件名 令和8年度 富谷市西成田コミュニティセンター施設警備業務
2. 履行場所 富谷市西成田郷田一番94番地（西成田コミュニティセンター）
3. 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間の下記の日程

## ○勤務日及び時間

各月、金・土・日曜日

及び4月1日・4月2日・7月21日・7月22日・7月23日・7月28日・7月29日・7月30日・8月4日・8月5日・8月6日・8月11日・8月12日・8月13日・8月13日・8月19日・8月20日・10月13日・10月14日・10月15日・12月22日・12月23日・12月24日・1月5日・1月6日・1月7日・3月23日・3月24日・3月25日・3月30日・3月31日の午後5時～翌日午前9時（16時間）

ただし、12月29日・12月30日・12月31日・1月1日・1月2日・1月3日を除く計183日間（2,928時間）

午後5時から翌日午前9時

月	日数	時間	月	日数	時間
4月	14日間	224時間	10月	17日間	272時間
5月	15日間	240時間	11月	13日間	208時間
6月	12日間	192時間	12月	15日間	240時間
7月	19日間	304時間	1月	15日間	240時間
8月	23日間	368時間	2月	11日間	176時間
9月	12日間	192時間	3月	17日間	272時間
			合計	183日間	2,928時間

## 4. 業務内容

西成田コミュニティセンターの警備員による施設警備及び宿泊利用者の対応等  
※西成田コミュニティセンター内に令和4年度から開設となった「不登校特例校富谷市立富谷中学校西成田教室」の上記期間内での施設警備・警護も含む

### ○施設警備

- ・施設錠及び解除。
- ・施設内、玄関回り、あずま屋、外トイレ、グラウンド、駐車場の巡回点検及び整理。
- ・施設内カーテン開閉（朝：開、夜：閉）。
- ・夏期長期休業日の夜間施設内プール巡回及び鍵の貸出。
- ・降雪時玄関回り、駐車場の除雪作業。
- ・荒天時（増水時）外トイレ巡回点検。

### ○夜間利用者の対応（17時～21時）

- ・利用者へ利用のてびきの説明及び利用指導。
- ・備品等の貸出・返却受付（※利用申請は生涯学習課）

### ○宿泊利用者の対応

- ・利用者へ利用のてびきの説明及び利用指導。
- ・利用者の浴場入浴の対応。
- ・備品等の貸出・返却受付（※利用申請は生涯学習課）

## 5. その他

○履行期間中の警備業務時間数は2,928時間です。

○この業務に係る費用（見積額）は、被服費、研修費等を含む。

## 西成田コミュニティセンター警備委託 警備予定表

下記の塗り潰し日について警備を依頼。  
 17時から翌日9時まで（16時間）  
 183日間（2,928日間）

業務内容  
 警備員による警備業務及び宿泊利用者の対応

令和8年 ※    は休館日    は警備対応日 赤太字 は祝日

224 時間 14 日

4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

240 時間 15 日

5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

192 時間 12 日

6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

304 時間 19 日

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

368 時間 23 日

8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

192 時間 12 日

9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

272 時間 17 日

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

208 時間 13 日

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

240 時間 15 日

12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

### 令和9年

240 時間 15 日

1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

176 時間 11 日

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

272 時間 17 日

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

### **富谷市立学校の管理に関する規則**

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から同月7日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月21日まで
- (5) 秋季休業日 10月第2月曜日の翌日と翌々日まで
- (6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- (7) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日

### **西成田コミュニティセンター管理規則**

第2条 センターの休館日は、毎週月曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。  
ただし、教育長は、必要があると認めるときは、休館日を変更することができる。  
(平21教委規則5・一部改正)